



# 金沢市公報

第3176号の2

令和7年(2025年)4月1日  
〒920-8577  
金沢市広坂1丁目1番1号  
発行所 金沢市役所

## ◎ 目 次

ページ

## ● 告 示

○ふるさと納税寄附金等に係る指定納付受託者の指定について (地域力再生課)	1	○生活保護法等の規定に基づく介護機関の指定について (生活支援課)	8
○金沢市電子申請サービスを通じて納付する使用料、手数料等に係る指定納付受託者の指定について (デジタル政策課)	2	○生活保護法等の規定に基づく指定介護機関の廃止について (〃)	9
○いしかわ施設予約サービスを通じて納付する使用料に係る指定納付受託者の指定について (〃)	2	○介護保険法の規定による事業者の指定について (2件) (介護保険課)	9
○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について (交通政策課)	3	○介護保険法の規定による事業の廃止について (3件) (〃)	9
○包括外部監査契約の締結について (総務課)	3	○子ども・子育て支援法の規定による特定教育・保育施設の確認について (保育幼稚園課)	10
○令和7年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したことについて (資産税課)	4	○子ども・子育て支援法の規定による特定子ども・子育て支援施設等の確認について (〃)	11
○令和3年告示第135号 (金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区の保存に関する計画を定めたことについて) の一部改正について (歴史都市推進課)	4	○粗大ごみ及び臨時多量ごみに係る戸別収集手数料に係る指定納付受託者の指定について (ごみ減量推進課)	11
○地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	4	<b>● 公 告</b>	
○計量器の定期検査の実施について (ダイバーシティ人権政策課)	5	○予防接種を行うことについて (2件) (健康政策課)	12
○市民課で納付する使用料等に係る指定納付受託者の指定について (市民課)	6	○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について (市街地再生課)	14
○令和7年度の国民健康保険料の料率等について (保険年金課)	6	<b>● 公 営 企 業 公 告</b>	
○平成9年告示第52号 (福祉健康センターの所管区域を定めたことについて) の一部改正について (福祉健康センター総務課)	8	○令和7年度の下水道事業受益者負担金の賦課対象区域について (下水道整備課)	14

---

## 告 示

---

## ●金沢市告示第109号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社トラストバンク	東京都品川区上大崎3丁目1番1号	令和7年4月1日
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	令和7年4月1日
楽天グループ株式会社	東京都世田谷区玉川1丁目14番1号 楽天クリムゾンハウス	令和7年4月1日
株式会社アイモバイル	東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号 関電不動産渋谷ビル8階	令和7年4月1日
PayPay株式会社	東京都千代田区紀尾井町1番3号	令和7年4月1日
株式会社さとふる	東京都中央区京橋2丁目2番1号 京橋エドグラン13階	令和7年4月1日
株式会社JR東日本ネットステーション	東京都渋谷区駒込5丁目27番11号 アグリスクエア新宿4階	令和7年4月1日
株式会社DGフィナンシャルテクノロジー	東京都渋谷区恵比寿南3丁目5番7号	令和7年4月1日

## 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

ふるさと納税寄附金及び金沢マラソンチャリティーランナー枠寄附金（指定納付受託者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して納付されるものに限る。）

## 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## ●金沢市告示第110号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村山 卓

## 1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名称	事務所の所在地	指定をした日
SBペイメントサービス株式会社	東京都港区海岸一丁目7番1号	令和7年4月1日

## 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

金沢市電子申請サービスを通じて納付する使用料、手数料等

## 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## ●金沢市告示第111号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村山 卓

## 1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名称	事務所の所在地	指定をした日
ウェルネット株式会社	北海道札幌市中央区大通東10丁目11番地4	令和7年4月1日

## 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

いしかわ施設予約サービスを通じて納付する使用料

## 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## ●金沢市告示第112号

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）第17条第1項の規定により次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村山 卓

名称	位置	駐車できる 自転車等の区分	入場及び 出場の時間	利用に供する期間
金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場	金沢市小将町21番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
金沢市営武蔵自転車駐車場	金沢市武蔵町424番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
金沢市営森本駅東第2自転車駐車場	金沢市弥勒町イ10番地26	自転車	午前零時から 午後12時まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場	金沢市広岡1丁目116番地1	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
金沢市営堅町自転車駐車場	金沢市堅町114番地1	自転車 原動機付自転車	午前零時から 午後12時まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
金沢市営此花町自転車駐車場	金沢市此花町210番地	自転車 原動機付自転車 小型自動二輪車 大型自動二輪車等	午前零時から 午後12時まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで
金沢市営堅町第2暫定自転車駐車場	金沢市堅町86番地1	自転車	午前零時から 午後12時まで	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで

## 備考

- この表において「自転車」とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車（2輪又は3輪のものに限る。）及び身体障害者用の車いすをいう。
- この表において「原動機付自転車」とは、道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（2輪又は3輪のものに限る。）をいう。
- この表において「小型自動二輪車」とは、道路交通法第3条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットル以下のものをいう。
- この表において「大型自動二輪車等」とは、道路交通法第3条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量が0.125リットルを超えるものをいう。

## ●金沢市告示第113号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約（以下「契約」という。）を締結したので、同条第6項の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

- 1 契約の期間の始期  
令和7年4月1日
- 2 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執行費用及び実費の額の合計額
- 3 契約を締結した者の氏名及び住所  
越田 圭  
金沢市東力3丁目104番地1
- 4 契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括で支払う。ただし、必要に応じ、概算で支払う。

**●金沢市告示第114号**

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定により令和7年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

**●金沢市告示第115号**

令和3年告示第135号（金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づく伝統的建造物群保存地区的保存に関する計画を定めたことについて）の一部を次のように改正します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

第2項第1号才中「築地塀が残る。」の次に「石造物は、慈雲寺に江戸前期の石廟及び内部の宝篋印塔が安置されており、市有形文化財に指定されている。また、門前には江戸中・後期の常夜灯や題目、名号を刻んだ石塔などが残る。」を加える。

別図第3-1を次のように改める。

**別図第3-1 伝統的建造物（工作物）に係る図面（全体）**

(別図第3-1は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。)

別図第3-2を次のように改める。

**別図第3-2 伝統的建造物（工作物）に係る図面（森山校下部分）**

(別図第3-2は、登載を省略し、当該図面を金沢市文化スポーツ局歴史都市推進課において縦覧に供します。)

別表第2に次のように加える。

46	M工4-2	石造物	1基	金沢市東山2丁目14番8号（円光寺）	石塔
47	M工5-3	石造物	1基	金沢市東山2丁目19番21号（誓願寺）	石塔
48	M工7	石造物	1基	金沢市東山2丁目25番5号（三宝寺）	石塔
49	M工9-3	石造物	1基	金沢市東山2丁目14番60号（長久寺）	灯籠
50	M工16	石造物	1基	金沢市東山2丁目18番9号（妙国寺）	石塔
51	M工17-2	石造物	1基	金沢市東山2丁目19番43号（本光寺）	灯籠
52	M工17-3	石造物	1基	金沢市東山2丁目19番43号（本光寺）	石塔
53	M工21	石造物	1基	金沢市山の上町4番11号（心蓮社）	石塔
54	M工22-3	石造物	1基	金沢市山の上町5番1号（光覚寺）	石塔

**●金沢市告示第116号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

区分	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
額乙丸町会	代表者の氏名及び住所	小林 賢一 金沢市額乙丸町口81番地	釜村 純平 金沢市額乙丸町イ36番地3	令和3年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	釜村 純平 金沢市額乙丸町イ36番地3	高橋 裕之 金沢市額乙丸町口183番地	令和5年 4月1日
小原町町会	代表者の氏名及び住所	西田 清光 金沢市小原町ソ77番地	宮林 時夫 金沢市小原町ツ36番地	
日和町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金石北4丁目5番1号	金沢市金石北4丁目6番20号	
	代表者の氏名及び住所	竹内 浩 金沢市金石北4丁目5番1号	吉村 栄一 金沢市金石北4丁目6番20号	
打尾町会	主たる事務所の所在地	金沢市打尾町甲37番地	金沢市打尾町ワ8番地	
	代表者の氏名及び住所	細野 直彦 金沢市打尾町甲37番地	杉本 静夫 金沢市打尾町ワ8番地	
金川町町会	主たる事務所の所在地	金沢市金川町イ270番地	金沢市金川町イ258番地	
	代表者の氏名及び住所	下橋 広和 金沢市金川町イ270番地	山森 太樹 金沢市金川町イ258番地	
俵町町会	主たる事務所の所在地	金沢市俵町ヲ甲18番地	金沢市俵町ヲ甲7番地	令和7年 4月1日
	代表者の氏名及び住所	田中 健一 金沢市俵町ヲ甲18番地	山根 智久 金沢市俵町ヲ甲7番地	
戸室新保町会	主たる事務所の所在地	金沢市戸室新保口331番地	金沢市戸室新保口315番地	
	代表者の氏名及び住所	中川 智之 金沢市戸室新保口331番地	喜田 徹 金沢市戸室新保口315番地	
湯谷原町町会	主たる事務所の所在地	金沢市湯谷原町ユ4番地	金沢市湯谷原町ユ5番地	
	代表者の氏名及び住所	山岸 重雄 金沢市湯谷原町ユ4番地	荒井 清一 金沢市湯谷原町ユ5番地	
沖町町会	主たる事務所の所在地	金沢市沖町ニ14番地	金沢市沖町ホ65番地	
	代表者の氏名及び住所	下木 利博 金沢市沖町ニ14番地	藤農 俊一 金沢市沖町ホ65番地	
額乙丸町会	代表者の氏名及び住所	高橋 裕之 金沢市額乙丸町口183番地	中村 敏久 金沢市額乙丸町ハ23番地	

## ●金沢市告示第117号

計量法（平成4年法律第51号）第21条第1項の規定により特定計量器の定期検査を行うので、同条第2項の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

## 1 定期検査を行う区域

朝霧台小学校、浅野川小学校、浅野町小学校、粟崎小学校、医王山小学校、大浦小学校、大野町小学校、金石町小学校、木曳野小学校、鞍月小学校、兼六小学校、小坂小学校、小立野小学校、犀桜小学校、犀川小学校、大徳小学校、田上小学校、千坂小学校、長田町小学校、花園小学校、不動寺小学校、南小立野小学校、明成小学校、杜の

里小学校、森本小学校、森山町小学校、諸江町小学校、夕日寺小学校及び湯涌小学校の児童通学区域

2 対象となる特定計量器

質量計

3 定期検査を行う期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

4 定期検査を行う場所

特定計量器の所在の場所

●金沢市告示第118号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社北國銀行	金沢市広岡2丁目12番6号	令和7年4月1日
株式会社北国クレジットサービス	金沢市片町2丁目2番15号	令和7年4月1日
株式会社エンパシ	東京都品川区小山台1丁目8番5号	令和7年4月1日

2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

市民課、市民センター及び資産税課で納付する使用料及び手数料、ITビジネスプラザ武蔵及び金沢未来のまち創造館で納付する使用料並びに金沢広域急病センターで納付する使用料、手数料及び雑入

3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

●金沢市告示第119号

金沢市国民健康保険条例（昭和34年条例第5号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定による基礎賦課額の保険料率並びに条例第31条第1項、条例第31条の3第1項及び同条第4項の規定により基礎賦課額から減額する額、条例第26条の6の5第1項の規定による後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに条例第31条第5項において準用する同条第1項並びに条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項の規定により後期高齢者支援金等賦課額から減額する額並びに条例第26条の11第1項の規定による介護納付金賦課額の保険料率及び条例第31条第6項において準用する同条第1項の規定により介護納付金賦課額から減額する額は、次のとおりです。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割 総所得金額等の年100分の9.08
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年24,000円
- (3) 世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年25,200円

特定世帯 1世帯につき年12,600円

特定継続世帯 1世帯につき年18,900円

2 基礎賦課額から減額する額

- (1) 条例第31条第1項第1号の減額する額
  - ア 被保険者1人につき年16,800円
  - イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯  
1世帯につき年17,640円

特定世帯 1世帯につき年8,820円

特定継続世帯 1世帯につき年13,230円

(2) 条例第31条第1項第2号の減額する額

ア 被保険者1人につき年12,000円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年12,600円

特定世帯 1世帯につき年6,300円

特定継続世帯 1世帯につき年9,450円

(3) 条例第31条第1項第3号の減額する額

ア 被保険者1人につき年4,800円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年5,040円

特定世帯 1世帯につき年2,520円

特定継続世帯 1世帯につき年3,780円

(4) 条例第31条の3第1項及び同条第4項の減額する額

条例第31条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯

対象の被保険者1人につき年12,000円

条例第31条第1項第1号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年3,600円

条例第31条第1項第2号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年6,000円

条例第31条第1項第3号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年9,600円

3 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率

(1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.74

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年11,280円

(3) 世帯別平等割

特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年7,440円

特定世帯 1世帯につき年3,720円

特定継続世帯 1世帯につき年5,580円

4 後期高齢者支援金等賦課額から減額する額

(1) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号の減額する額

ア 被保険者1人につき年7,896円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年5,208円

特定世帯 1世帯につき年2,604円

特定継続世帯 1世帯につき年3,906円

(2) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号の減額する額

ア 被保険者1人につき年5,640円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年3,720円

特定世帯 1世帯につき年1,860円

特定継続世帯 1世帯につき年2,790円

(3) 条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号の減額する額

ア 被保険者1人につき年2,256円

イ 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯

1世帯につき年1,488円

特定世帯 1世帯につき年744円

特定継続世帯 1世帯につき年1,116円

(4) 条例第31条の3第3項において準用する同条第1項及び同条第6項において準用する同条第4項の減額する額

条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号、2号又は3号により減額されている世帯以外の世帯

対象の被保険者1人につき年5,640円

条例第31条第5項において準用する同条第1項第1号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年1,692円

条例第31条第5項において準用する同条第1項第2号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年2,820円

条例第31条第5項において準用する同条第1項第3号により減額されている世帯

対象の被保険者1人につき年4,512円

## 5 介護納付金賦課額の保険料率

(1) 所得割 総所得金額等の年100分の2.42

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき年12,360円

(3) 世帯別平等割 1世帯につき年6,000円

## 6 介護納付金賦課額から減額する額

(1) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第1号の減額する額

ア 被保険者1人につき年8,652円

イ 1世帯につき年4,200円

(2) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第2号の減額する額

ア 被保険者1人につき年6,180円

イ 1世帯につき年3,000円

(3) 条例第31条第6項において準用する同条第1項第3号の減額する額

ア 被保険者1人につき年2,472円

イ 1世帯につき年1,200円

## ●金沢市告示第120号

平成9年告示第52号（福祉健康センターの所管区域を定めたことについて）の一部を次のように改正します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

表元町福祉健康センターの項中「不動寺小学校 三谷小学校」を「不動寺小学校」に改める。

## ●金沢市告示第121号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1740141914	紫錦台薬局	金沢市石引4丁目1番13号	一般社団法人金沢市薬剤師会	金沢市石引4丁目1番13号	令和7年1月20日	居宅療養管理指導
1740142243	新生堂薬局	金沢市法光寺町138番地	村田 世里子	金沢市法光寺町138番地	令和7年2月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

## ●金沢市告示第122号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定介護機関から介護機関を廃止した旨の届出があつたので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

事業所番号	事業所		事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
1710116342	紺谷内科婦人科クリニック	金沢市畠田東2丁目125番地	医療法人社団 紺谷内科婦人科クリニック	金沢市畠田東2丁目125番地	令和7年1月1日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導

## ●金沢市告示第123号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770107538	ウェルホーム+ヘルパーステーション金沢	金沢市若宮1丁目79番地	Medical Consulting Seal 株式会社	令和7年2月8日	訪問介護
1770107512	ちきちき	金沢市横川5丁目441番地	株式会社ちき	令和7年3月1日	通所介護

## ●金沢市告示第124号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1760191906	ウェルホーム+ナースステーション金沢	金沢市若宮1丁目79番地	Medical Consulting Seal 株式会社	令和7年2月8日	訪問看護 介護予防訪問看護

## ●金沢市告示第125号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770105144	ベルケア	金沢市元町1丁目16番19号	株式会社ネクストベル	令和7年2月28日	訪問介護

**●金沢市告示第126号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106571	スギ金沢ステーション	金沢市藤江北4丁目280番地	株式会社スギ薬局	令和7年2月28日	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

**●金沢市告示第127号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定により指定地域密着型サービス事業者から当該指定地域密着型サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の11の規定により次のとおり告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104295	デイサービスセンターちきちき	金沢市三馬1丁目281番地	株式会社ちき	令和7年2月28日	地域密着型通所介護

**●金沢市告示第128号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の規定により、特定教育・保育施設として次のとおり確認したので、同法第41条の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

施設の名称	施設の所在地	設置者の名称	施設の種類	確認年月日	事業開始年月日
白銀幼稚園	金沢市芳賀2丁目2番24号	学校法人白銀幼稚園	幼保連携型認定こども園	令和7年2月27日	令和7年4月1日
伏見かわい幼稚園	金沢市米泉町5丁目26番地	学校法人河合学園	幼保連携型認定こども園	令和7年2月27日	令和7年4月1日
若草幼稚園	金沢市若草町13番41号	学校法人若草幼稚園	幼保連携型認定こども園	令和7年2月27日	令和7年4月1日

くりのきこども園	金沢市新保本5丁目25番地	社会福祉法人久楽会	保育所型認定 こども園	令和7年 2月27日	令和7年 4月1日
梅光こども園	金沢市石引4丁目6番1号	社会福祉法人梅光会	保育所型認定 こども園	令和7年 2月27日	令和7年 4月1日
玄門寺幼稚園	金沢市東山2丁目14番33号	学校法人玄門寺幼稚園	幼稚園型認定 こども園	令和7年 2月27日	令和7年 4月1日
天徳幼稚園	金沢市小立野4丁目4番4号	学校法人天徳幼稚園	幼稚園型認定 こども園	令和7年 2月27日	令和7年 4月1日
金沢めぐみ幼稚園	金沢市笠舞2丁目6番28号	学校法人金沢めぐみ幼稚園	幼稚園	令和7年 2月27日	令和7年 4月1日

**●金沢市告示第129号**

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、特定子ども・子育て支援施設等として次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

**預かり保育事業**

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確 認 年月日	事業開始 年月日	子ども・子育て 支援法施行規則 第28条の20第3 項を満たしてい るか否かの別
梅光こども園	金沢市石引4丁目6番1号	社会福祉法人梅光会	認定こども園	令和7年 3月1日	令和7年 4月1日	満たしている
くりのきこども園	金沢市新保本5丁目25番地	社会福祉法人久楽会	認定こども園	令和7年 3月1日	令和7年 4月1日	満たしている

**一時預かり事業**

施設の名称	施設の所在地	提供者の名称	施設の種類	確 認 年月日	事業開始 年月日
馬場幼稚園	金沢市小橋町4番12号	学校法人馬場幼稚園	認定こども園	令和7年 3月1日	令和7年 4月1日
白銀幼稚園	金沢市芳賀2丁目2番24号	学校法人白銀幼稚園	認定こども園	令和7年 3月1日	令和7年 4月1日

**●金沢市告示第130号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

**1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日**

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社エフレジ	大阪府大阪市北区大深町4番20号 グランフロント大阪タワーA	令和7年4月1日

**2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入**

- 粗大ごみ及び臨時多量ごみに係る戸別収集手数料
- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間  
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

## 公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月1日

金沢市長 村 山 卓

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻しん風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって20歳未満の者	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	別冊「金沢市A類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」（登載省略）のとおり
日本脳炎第2期	9歳以上13歳未満の者 平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上20歳未満の者		
麻しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
麻しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風しん第1期	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者		
風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者		
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性		
不活化ポリオ第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者		
結核（BCG）	1歳に至るまでの間にある者		
小児用肺炎球菌	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		
インフルエンザ 菌b型	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者		

子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子 平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子で令和4年4月1日から令和7年3月31日までに1回以上接種した者	
水痘	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	
B型肝炎	1歳に至るまでの間にある者	
ロタウイルス感染症	生後6週に至った日の翌日から、生後32週に至る日の翌日までの間で予防接種法施行令第1条の3第1項の表ロタウイルス感染症の項の厚生労働省令で定めるワクチンの種類ごとに同項の厚生労働省令で定める日までの間にある者	
ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・インフルエンザ菌b型第1期	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	

## 2 予防接種の対象者から除かれる者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあっては、妊娠していることが明らかな者
- (6) 風しん第5期に係る予防接種の対象者にあっては、風しんに係る抗体検査を受けた結果、十分な量の風しんの抗体があることが判明し、当該予防接種を行う必要ないと認められる者
- (7) 結核に係る予防接種の対象者にあっては、結核その他の疾病的予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (8) B型肝炎に係る予防接種の対象者にあっては、HBs抗原陽性の者の胎内又は産道においてB型肝炎ウイルスに感染したおそれのある者であって、抗HBs人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降B型肝炎ワクチンの投与を受けたことのあるもの
- (9) ロタウイルス感染症に係る予防接種の対象者にあっては、腸重積症の既往歴のあることが明らかな者、先天性消化管障害を有する者（その治療が完了したものを除く。）及び重症複合免疫不全症の所見が認められる者
- (10) (2)から(7)まで ((6)を除く。) 及び(9)に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかつた場合

予防接種（ロタウイルス感染症を除く。）の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で予防接種法施行令第3条第2項の厚生労働省令で定めるものにかかつたことその他の同項の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかつたと認められるものについては、当該特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。ただし、ジフテリア・百日せき・不活化ポリオ・破傷風第1期にあっては15歳に達するまで、結核（BCG）にあっては4歳に達するまで、小児用肺炎球菌にあっては6歳に達するまで、インフルエンザ菌b型にあっては10歳に達するまでの間にある場合に限る。

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月1日

金沢市長 村山卓

## 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
肺炎球菌感染症 (高齢者がかかるものに限る。)	(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として予防接種法施行規則(昭和23年厚生省令第36号)第2条の4に規定する者	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	別冊「金沢市B類疾病定期予防接種承諾医療機関一覧」(登載省略)のとおり

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で、当該予防接種を行う必要がないと認められるもの
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっている者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (5) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状のみられた者
- (6) 肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)に係る予防接種法第5条第1項の規定による当該予防接種を受けたことのある者
- (7) (1)から(6)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかつた場合

肺炎球菌感染症(高齢者がかかるものに限る。)の定期の予防接種の対象者であった者であって、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかかったことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかつたと認められる者については、特別な事情がなくなった日から起算して1年を経過するまでの間、予防接種を受けることができる。

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第10条第1項の規定により次の土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第3項において準用する同法第9条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和7年4月1日

金沢市長 村山 卓

実行者	事業実行期間	実行地区	土地区画整理事業の名称	事務所の所在地	実行認可の年月日	変更認可の年月日
株式会社アクティブ中央サービス	令和5年12月11日から 令和8年3月31日まで	金沢市長田本町チ及び南広岡町ハの各一部。 地区内に介在する道路及び水路敷を含む。	金沢市長田本町 土地区画整理事業	金沢市赤土町 リ4番地2	令和5年 12月1日	令和7年 3月17日

公 営 企 業 公 告

金沢都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和47年条例第44号)第5条の規定により、下水道事業受益者負担金の賦課対象区域を次のように定めます。

令和7年4月1日

金沢市公営企業管理者 松田滋人

## 第5負担区

額谷町の一部

## 第6負担区

御供田町及び金沢市南新保土地区画整理事業地の各一部

## 第7負担区

末町、大浦町、北森本町、八田町、金沢市南新保土地区画整理事業地及び南森本町の各一部

---

## 病院事業告示

---

**●金沢市病院事業告示第2号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者（以下「指定納付受託者」という。）を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和7年4月1日

金沢市病院事業管理者 高田重男

- 1 指定納付受託者の名称、事務所の所在地及び指定をした日

名 称	事務所の所在地	指定をした日
株式会社北國銀行	金沢市広岡2丁目12番6号	令和7年3月17日
ユーシーカード株式会社	東京都港区台場2丁目3番2号	令和7年3月14日
株式会社北国クレジットサービス	金沢市片町2丁目2番15号	令和7年3月17日

- 2 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる歳入

金沢市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第52号）第13条第2項に規定する使用料

- 3 指定納付受託者が納付事務の委託を受けることができる期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

令和7年(2025年)4月1日 発行 発行人  
発行所  
編集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地

金沢市  
金沢市役所  
(株)共栄